議案第69号

渋川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のよう に制定する。

令和3年6月10日提出

渋川市長 髙 木 勉

渋川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 渋川市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年渋川市条例第49号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

附 則 (新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等業務手当) 3 職員が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス。(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対	
して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限名。以下同じ。)から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合において、第2条第3号の規定は適用しない。 のをいう のをいう 。以下同じ。)から市民等の生命及び健康を保護するに発きしたときは、防疫等業務手当を支給する。この場合において、第2条第3号の規定は適用しない。	<u>定感</u> るも るたした